

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和元年9月5日(木)  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する  
意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和元年9月5日(木)
  2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 11名
    - 2番 谷越 彦茂
    - 3番 沖本 喜久雄
    - 4番 野崎 努
    - 5番 小坂 芳夫
    - 6番 谷口 敬蔵
    - 7番 石坂 誠一
    - 10番 原 武雄
    - 11番 関口 たず子
    - 12番 中田 登與志
    - 13番 中島 悦子
    - 14番 杉山 篤勇
  5. 総会に欠席した農業委員の数 3名
    - 1番 北田 直喜
    - 8番 中山 修
    - 9番 徳本 久邦
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名
    - 下中島地区 吉崎 道隆
    - 上野方地区 本田 新一
    - 経田地区 寺口 則康
  7. 議事録署名委員
    - 4番 野崎 努
    - 5番 小坂 芳夫
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 浦田 誠
    - 庶務係長 五十嵐 孝
    - 主査 杉本 ゆき子
    - 主事 井口 健太郎
    - 主事 横田 悠介
- 

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から令和元年度9月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中11名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番野崎委員、5番小坂委員にお願いいたします。

議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。

2ページ目の説明概要をご覧ください。

今月の5条申請は4件です。地区別の内訳は下中島地区が1件、上野方地区が1件、加積地区が1件、経田地区が1件、面積合計が4,227㎡です。

それでは3ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

**【議案第25号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であり、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

谷口委員： 駐車場スペースを確保したいということで現地を確認してきました。また、前面道路は幅が狭く雪を捨てる場所に困っているとのことで、申請地の道路側に雪捨てスペースを作ることによって了解がとれています。問題ないと思います。

杉山会長： 2番の案件について説明します。譲受人は〇〇病院の関連会社です。現在グループホームとして使用している複数のアパートが古くなり、一か所にまとめて新しく作るということです。

石坂委員： 申請地は〇〇小学校の建設工事に関わる事務所等として一時転用していました。これまで使用していた駐車場が狭かったことと、100mの走路を確保する場合には既存の駐車場を利用する必要があり、新たに駐車場を申請地に整備するということです。

小坂委員： 資材置場、駐車場として利用されます。隣接農地は私自身が耕作しており、問題ありません。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

杉山会長： 特に無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第25号は意見決定いたします。  
これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長：（非農地通知（令和元年8月分）について）

五十嵐係長：（農業委員会の活動の状況について）

五十嵐係長：（令和元年度魚津市農業委員会視察研修について）

五十嵐係長：（農地パトロール実施の報告）

五十嵐係長：（令和元年度農地中間管理事業及び農地集積についての意見交換について）

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時5分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第25号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね49haの一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は、申請地横の道路に隣接する住宅で居住しております。所有する4台の自動車を駐車するスペースが不足しており、実情は前面道路に少しはみ出して駐車している状態です。今後2人の子供も自動車免許を取得する予定であり、ますます不足が見込まれています。土地の利用計画では、譲受人の家族用に6台分、近隣の方への貸し出し分が2台となっております。 また、冬場は除雪した雪の捨て場所がなく困っていることから、駐車場及び雪捨て場としても利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、雪捨て場、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、雪捨て場、駐車場の目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水は、申請地に隣接する側溝を経由して道路横水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第25号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	10ha未満(4.8ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。許可基準は代替可能性無しです。	
転用目的	現在譲受人は障害者向けのグループホームを5棟運営していますが、そのうち4棟は空き家の民家を利用しており、建物の老朽化が進み、また各地に点在している状況です。 今回、引き続き運営する1棟の隣接農地を転用し、新たに10名定員の建物を2棟建設し、グループホームの集約化を図る計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と借入金でまかなう計画です。通帳の残高証明書を添付し、必要資金を上回る残高を確認できることから適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、福祉施設の敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、福祉施設の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界には1mのコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されています。上水は井戸水を利用し、生活雑排水は合併浄化槽を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第25号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に星の杜小学校の教育施設と新川病院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	平成31年4月に開校した星の杜小学校について、校舎新築、学童保育施設整備等により、学校関係者の駐車場が不足していることから、64台分の駐車場を整備する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額市の予算でまかなう計画で、予算書の写しを申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界には擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬよう配慮されています。雨水排水は、海側の市道沿いの水路及び校舎側の水路に放流する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		



【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第25号 受付番号4番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在工務店に勤務している譲受人が独立して個人事業の立ち上げを計画しています。それに伴い、自宅に隣接している申請地を資材置場及び駐車場に利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場、駐車場の目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬよう配慮されます。雨水排水は、北側道路の側溝水路へ放流する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		